

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年12月14日とされ、同日から20年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年12月14日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日から20年1月1日まで

平成19年12月以前からA社に勤務していたところ、同社は同年12月14日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなり、私も同日から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているので、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の平成19年12月14日から20年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した所得税源泉徴収簿の記録、及び同社に照会した結果、「申立人は、申立期間において当社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除していた。このため、当社が厚生年金保険の適用事

業所に該当することとなった平成19年12月14日付けで、厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行うべきところ、当社の事務手続誤りにより、当初申立人が20年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていた。その後、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る誤りに気付き、平成22年2月26日に年金事務所に厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届を提出した。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が所持する申立人の平成19年及び20年分の所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届について資格取得日を誤った日付で届け出たこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和62年7月31日にA社（現在は、B社）を退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年8月1日ではなく、同年7月31日になっている。

雇用保険の被保険者記録における離職日は昭和62年7月31日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が間違っていると思われる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及びB社が保存する従業員名簿における申立人の退職日の記録から、申立人がA社に昭和62年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、B社に照会した結果、「申立期間当時の月末退職者に係る厚生年金保険の事務は、退職月の翌月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として厚生年金保険料を控除しており、申立人からも昭和62年7月分の保険料を控除していたと思われる。」との回答がなされている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同じ昭和57年3月*日である女性従業員は14人いることが認められるが、このうち退職日を自身で決めたとする者及び供述が得られなかった4人を除く10人のうち7人は、

月末に退職した旨供述しているところ、オンライン記録においては、当該7人について月初めの1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年6月のオンライン記録から判断すると、12万6,000円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしながら、「当時の事務担当者が、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤った日付で届け出たと思う。」旨回答している上、事業主が資格喪失日を昭和62年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 4 月 18 日まで

私は、A社にB業務の取締役として勤務していた。申立期間当時の報酬は40万円程度あったのに、厚生年金保険の標準報酬月額が15万円と記録されていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から業務を委託されていた社会保険労務士から提出のあった書類及び申立人の預金通帳の給与振込額から判断すると、申立人は、申立期間において、41万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成13年4月18日付けで、12年9月1日に遡及して標準報酬月額を15万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間に取締役であったことが確認できるが、滞納処分票等の資料には、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、事業主と申立人は行方不明であった旨が記載されている上、当該標準報酬月額の遡及訂正処理には、非常勤の取締役であった事業主の父親と上述の社会保険労務士が関与し、申立人は関与していなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な

記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

大分厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 13 日から 30 年 9 月 5 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 13 日から 30 年 9 月 5 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では 31 年 2 月 14 日に脱退手当金を受給していることになっている。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したことを示す表示、支給額等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された昭和 31 年 2 月時点は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、A 社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から事情を聴取したが、申立人は受給した記憶が無いとの供述をなすのみであり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 12 月 * 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、53 年 8 月 * 日に退職するまで同社に勤務した。事業主は昭和 39 年 1 月に私を厚生年金保険に加入させてくれたが、私は、当時まだ 10 代だったので、事業主に 20 歳になる年である 40 年 1 月から厚生年金保険に加入させてほしいと申し出て、いったん厚生年金保険被保険者の資格を喪失した。

しかし、ねんきん特別便によると、A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を再度取得したのは昭和 42 年 7 月 1 日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する具体的な供述、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が保管していた昭和 43 年 6 月 24 日に提出し、同年 6 月 29 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が押された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書には「実調済」の印が押されていることが認められる。この「実調済」の意味について年金事務所は、「事業所に係る実地調査で出勤簿、賃金台帳などを確認した際、申立人は厚生年金保険に加入していないが、出勤日数、給与額などから厚生年金保険に加入させるべき強制適用認定者と認められたため、調査した資料において申立人が強制適用認定者であると確認できた時期から、厚生年金保険被保険者の資格取得手続が行われたものと考えられる。」と述べている。この事実からすると、事業主は、

申立人について、昭和 42 年 7 月 1 日に^{さかのぼ}遡って厚生年金保険被保険者の資格を取得する旨の届出を行ったことがうかがえる。

また、B社に照会した結果、「申立期間の保険料控除及び納付について当時の事情を知る者は全員死亡しており、賃金台帳も無く不明である。」と回答している上、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、同僚等からも、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。